

[経済産業省委託事業]

中国における化粧品を含む日用品を事例
とした並行輸入品・侵害対策品調査

2016 年 2 月

日本貿易振興機構上海事務所

知識産権部

JETRO

目次

一. 調査背景・目的	1
二. 中国における並行輸入の実態	2
(1) 並行輸入の定義	2
(2) 並行輸入が多発する背景	3
i. 正規輸入品よりも価格が安い	3
ii. 中国産よりも日本産が人気	4
iii. 中国で正規品を入手できない	4
(3) 並行輸入のビジネスモデル	5
i. 並行輸入品の取引種類、規模	5
ii. 越境 EC の実態	8
iii. 並行輸入品の商流	12
iv. 並行輸入業者が多く存在する地域	21
v. 自由貿易区の概要	23
vi. 中国（杭州）跨境電子商務総合試験区	34
三. 並行輸入品に関する法的分析	36
(1) 並行輸入と商標権に関する代表的裁判例	36
i. 非侵害と認定された事例①	36
ii. 非侵害と認定された事例②	37
iii. 侵害と認定された事例①	39
iv. 侵害と認定された事例②	40
(2) 関連許認可制度概要	42
(3) 税金制度概要	45
(4) 表示規定	47
(5) 主な罰則	48
(6) 実務上の運用	49
四. 並行輸入に関する対応方法	55
(1) 総論	55
(2) 具体的な進め方	56
i. 事前調査	56
ii. 詳細調査	60
iii. 行政摘発	65
五. 調査結果総括	68

一．調査背景・目的

並行輸入品は、正規代理店で取り扱う商品に比べ、値段が安くなることや、正規代理店では取り扱っていない商品も取り扱われていることが多いため、中国の消費者からの人気を集め、多くの業者が並行輸入業務を行っている。

特に近年、中国における自由貿易区の開設や、電子商取引の急速な発展に伴い、これを専門としたオンライン取引サイト等の新たなビジネスモデルの出現などを背景として、化粧品などの日用品を中心に、並行輸入品の流入は益々増大している。

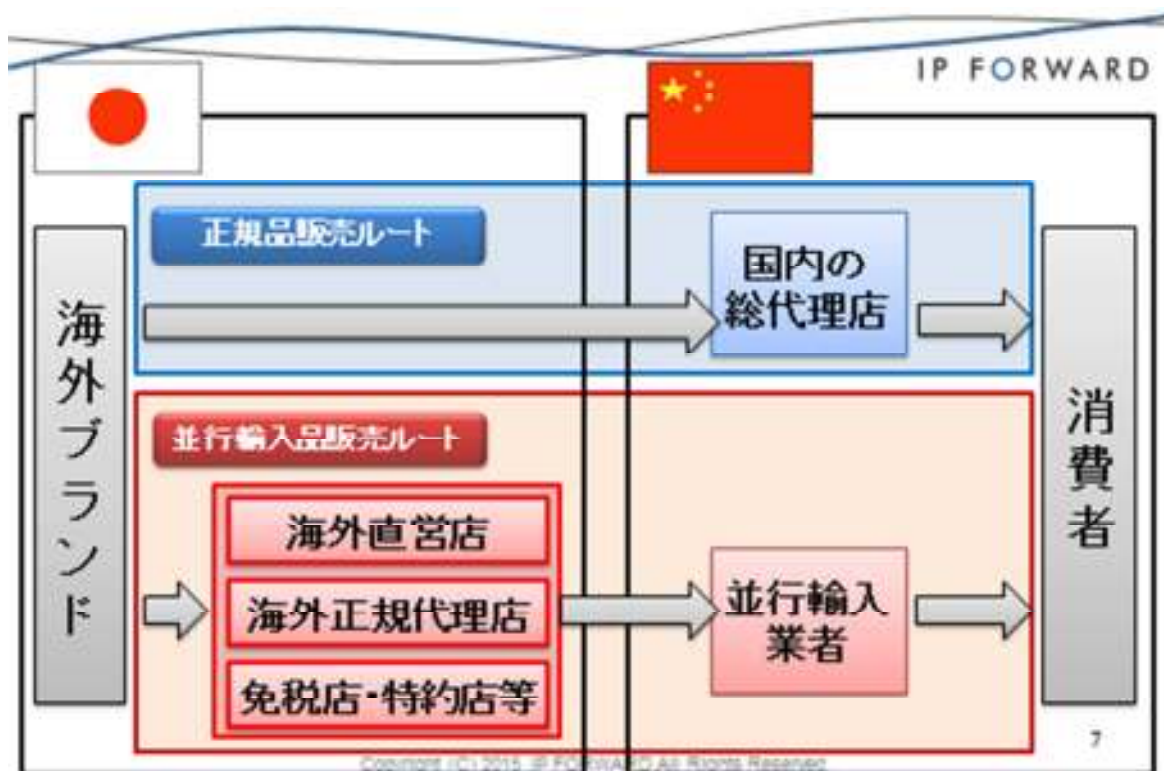
こうした並行輸入品は、通常の輸入品の場合と異なり、中国の法律上、要求されている事項を完全に対応できていない違法な製品も少なくない。また、並行輸入品を称する模倣品が紛れ込んでいることもあり、中国内で並行輸入品の流通量が増大するほど、模倣品が発生するリスクも増加し、意図しない形で権利者企業のビジネスに悪影響が与えられるおそれも存在する。

かかる問題意識に基づき、本稿では、中国国内における並行輸入の実態の把握を試み、その後、各種法律規定を踏まえて分析を加え、実際の事例も参考にしながら、本問題に対する解決策の指針を提示する。

二．中国における並行輸入の実態

（１）並行輸入の定義

中国に輸入される商品の中には、ブランドの商標を付して販売されるものがあり、これらのブランド品は、通常、商標権を持つ海外メーカーの中国現地法人または代理店を通じて中国に輸入、販売されることになるが、一方で、このような正式契約を結んでいない第三者の企業や個人によって輸入、販売されることがあり、これを並行輸入と言う。



並行輸入された商品は、その輸出国では真正品として流通しており、これを購入すること自体については、知的財産権法等の問題は生じない。しかし、こうした並行輸入品は、同製品のメーカー等から明確に許諾を受けて輸入された製品ではなく、また、輸入された国で、当該メーカー等の許諾の下に流通する同一製品よりも価格が安いことが多く、「競合」関係に立つことも多い。

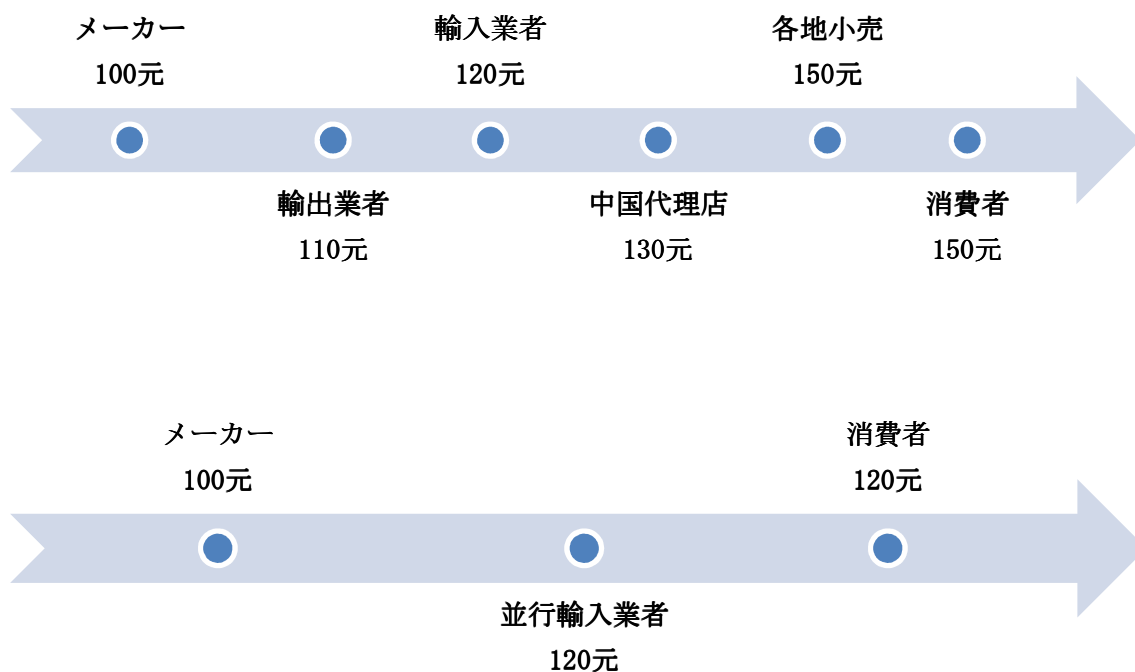
(2) 並行輸入が多発する背景

並行輸入が発生する主な理由は以下のとおりである。

i. 正規輸入品よりも価格が安い

正規輸入品の場合、輸入コストや販売コスト等が多くかかるため、販売価格も比較的高く設定されていることが多く、また、一般に値下げがされることは少ない。他方で、並行輸入品はそもそも輸入コストが低く、また、後述の自由貿易政策によって、高い税金が課されることもないため、税金ない正規輸入品よりも安価で販売されていることが多く、結果的に、価格の高い正規輸入品ではなく、安価な並行輸入品へのニーズが増えることとなっている。

【正規輸入品と並行輸入品のコスト比較イメージ】



【正規輸入品と並行輸入品の価格差実例】

正規輸入品 108 元／1 点



並行輸入品 55 元／1 点



ii. 中国産よりも日本産が人気

中国産の正規品と同様な並行輸入品が存在する場合、消費者の心理として、価格が合理的であれば、後者の日本産の並行輸入品を選ぶ傾向が強いため、これも日本産の並行輸入品のニーズが増えている一因である。

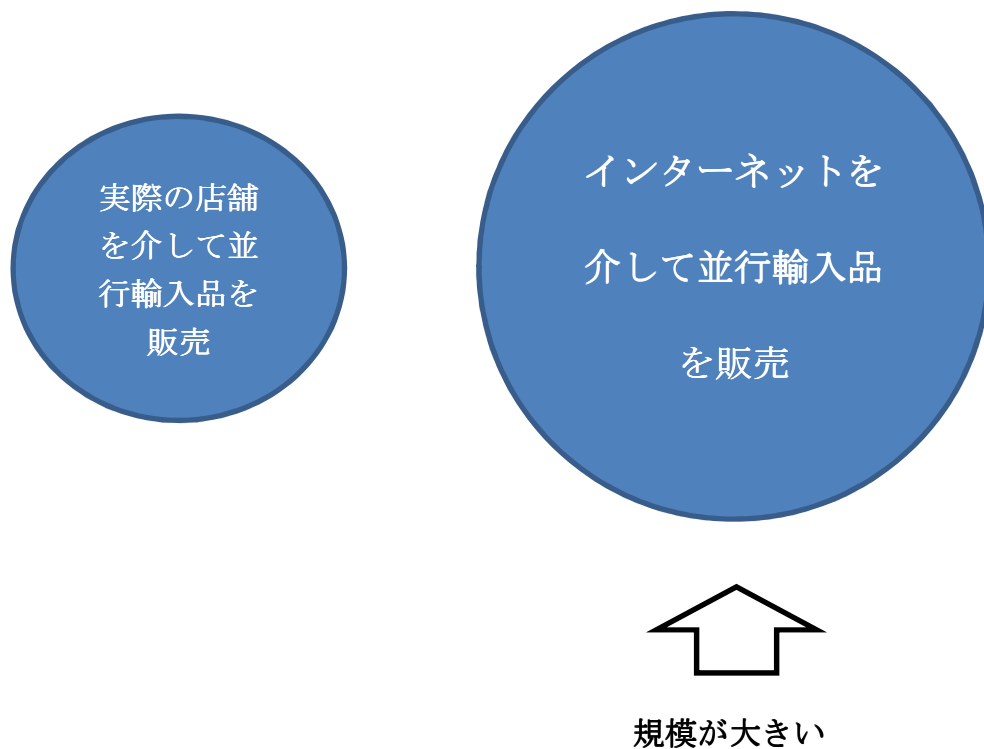
iii. 中国で正規品を入手できない

そもそも、中国で正規に販売されていない商品を購入したい場合、並行輸入が主たる入手手段になるので、こうした事情も並行輸入品のニーズを増やす一因と考えられる。

(3) 並行輸入のビジネスモデル

i. 並行輸入品の取引種類、規模

並行輸入品の販売方法には、主として、店頭を介した販売、及びインターネット上の店舗を介した販売の 2 種のタイプがあるが、現状、後者の方の業者数、販売規模が大きいと思われる。



【実際の店舗を介して並行輸入品を販売する業者】



撮影場所：深セン市

【インターネットを介して並行輸入品を販売する業者】



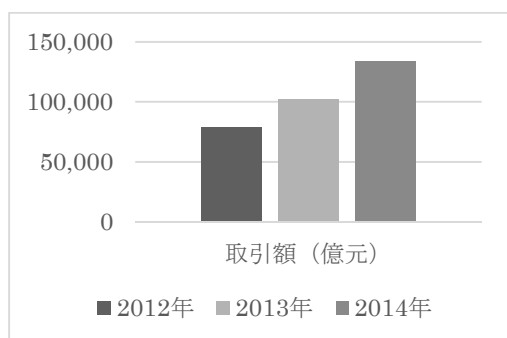
近年、中国におけるインターネット及びいわゆるスマートフォンの普及率は急増し、中国のインターネットユーザーは年々増加し続けている。その数は、2014 年時点ですでに 6 億 4000 万人にも上り、これに伴い、オンラインショッピングを利用するユーザーの数も 3 億 6000 万人に上っている。そして、2014 年、中国内の電子取引商（インターネットショッピングサイト）の取引総額は 135,000 億元程度で、このうち、同年の越境電子取引商の全体取引規模は 42,000 億元という状況となっている。

こうした環境の中で、インターネット上の店舗を利用して行われる並行輸入の取引が盛んになっており、この中でも、特に「越境 EC」サイトと呼ばれるサイトが主要な取引ツールとなっている。

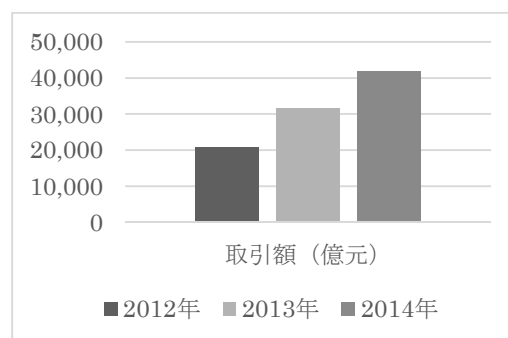
インターネット利用者数の推移



オンラインショッピングサイトの取引総額推移



並行輸入サイトの取引総額推移



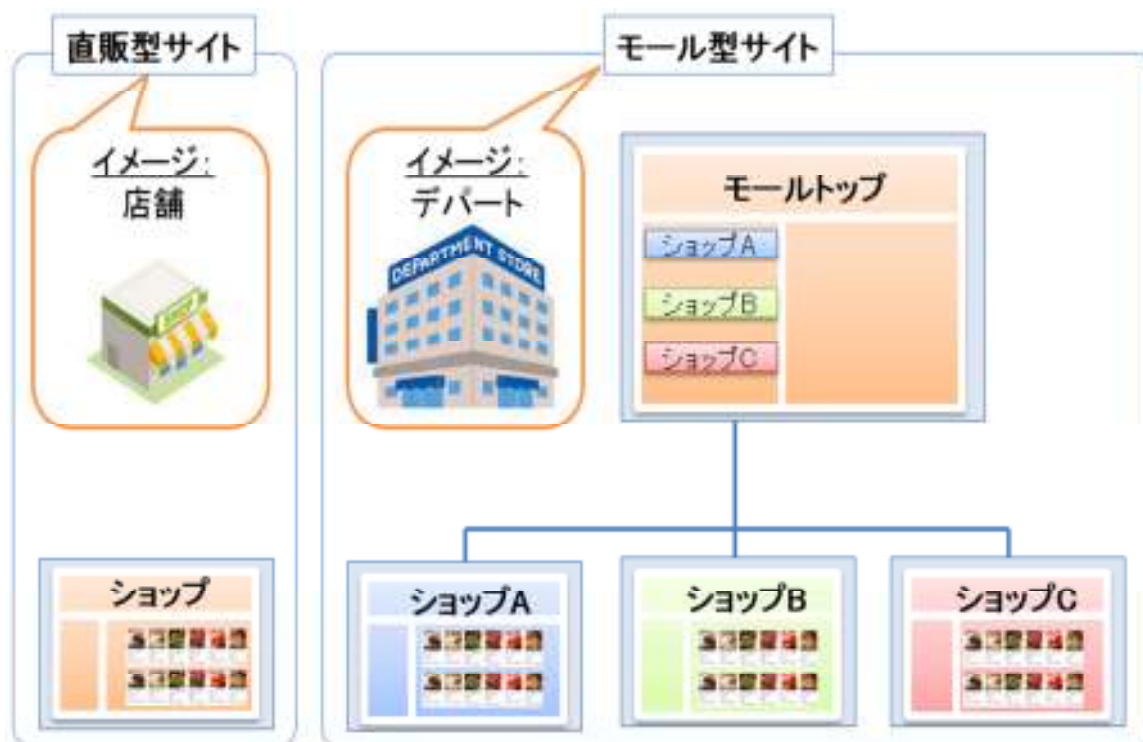
出典 中国電子商務研究中心発表

ii. 越境 EC の実態

並行輸入品の取引によく利用される「越境 EC」サイトとは、で、国際的な電子商取引を行うサイト（EC とは「Electronic Commerce」＝エレクトロニックコマース＝電子商取引の略）のことであり、「クロスボーダーEC」サイトとも呼ばれる。

現在、中国にはこうした越境 EC サイトが多数存在しているが、これらは大きく 2 つの種類に分けることができる。一つは「直販型サイト」であり、もう一つは「モール型サイト」である。

【直販型サイト、モール型サイトのイメージ】



■ 直販型サイトについて

サイト運営業者は同サイトの経営を行いつつ、同時に並行輸入品の輸入・販売も行っている並行輸入業者でもある。これを直販型サイトと言い、利用者が特に多い直販型サイトの例として、以下のサイトが挙げられる。

サイト名	URL
海淘城	http://www.haitaocheng.com/
寺庫网	http://www.secoo.com/
海豚村	http://www.haituncun.com/
聚美优品	http://sh.jumei.com/
阳光海淘	http://www.sunnytao.hk/
蜜淘全球购	http://www.metao.com/
天然淘	http://www.trt.hk/
云猴全球购	http://g.yunhou.com/
e 万家跨境购	http://www.ewj.hk/
海淘网	http://www.haitao.com/
蜜芽	http://www.mia.com/

【各サイトのトップページ】

海淘城	寺庫网
	
海豚村	聚美优品
	

阳光海淘



蜜淘全球购



天然淘



云猴全球购



■ モール型サイトについて

サイト運営業者は同サイトの経営のみを行い、並行輸入行為には関与せず、不特定多数の並行輸入業者を同サイトに出店させる。これをモール型サイトと言い、利用者が特に多いモール型サイトの例として、以下のサイトが挙げられる。

サイト名	URL
跨境通	http://www.kjt.com/
T-MALL 国際	https://www.tmall.hk/
京東全球購	http://www.jd.hk/
洋碼頭	http://www.ymatou.com/
淘宝网 ¹	www.taobao.com
Amazon	http://www.amazon.com/
洋豆全球購	http://www.yangdou.com/
洋有机	http://www.yangyouji.com/
敦煌网	http://www.dhgate.com/

【各サイトのトップページ】

跨境通	T-MALL 国際

¹ 「淘宝网」（以降「タオバオ」という）については、並行輸入ビジネスを専門とする越境 EC サイトではないが、個人業者による並行輸入品の出品件数非常に多く、商品によっては越境 EC サイトよりも規模が大きいと、並行輸入によく利用されるサイトの一つとして取り上げる。

京東全球購	Amazon
	
洋豆全球购	洋有机
	

iii. 並行輸入品の商流

中国において取引されている並行輸入品の商流は大きく分けて、以下の 3 パターン確認されている。

【パターン A】 保税區²を利用するパターン

- ① 並行輸入業者が、商品を取扱う海外（日本等）代理店もしくは販売業者と業務提携し、商品を仕入れる。
- ② 仕入れた商品については、中国の保税区内の倉庫に保管される。

²中国の税関により設置あるいは税関が認可して設置された特別経済区域のことで、外国から輸入された貨物が中国境内に入るまでの間、関税を留保したまま保管できる場所のことを指す。

出典 <http://j.people.com.cn/94476/100561/100569/7450370.html>

- ③ 消費者がサイト上で商品を購入すると、中国の保税區に保管されている商品を、その消費者に向けて発送する。



上記の実例として、「海淘网」(<http://www.haitao.com/>)、及び、「蜜芽」(<http://www.mia.com/>) は、その商流等については以下のとおり説明している。

- ①並行輸入業者の専門購買担当を世界各国に派遣し、各国のメーカー等と直接取引し、製品を仕入れる。

【並行輸入業者が各国メーカー等と取引契約に調印する様子】



出典 <http://www.hitao.top/about/pc-ppbz.php?spm=0.0.0.0.J3kblL#t1>

【各国メーカーから並行輸入業者に発行した授權書】



出典 <http://www.hitao.top/about/pc-ppbz.php?spm=0.0.0.0.J3kbkL#t1>

②正式な手続きを経て、各国から商品を輸入して保税區に保管している。

【商品を中国に輸入する様子】



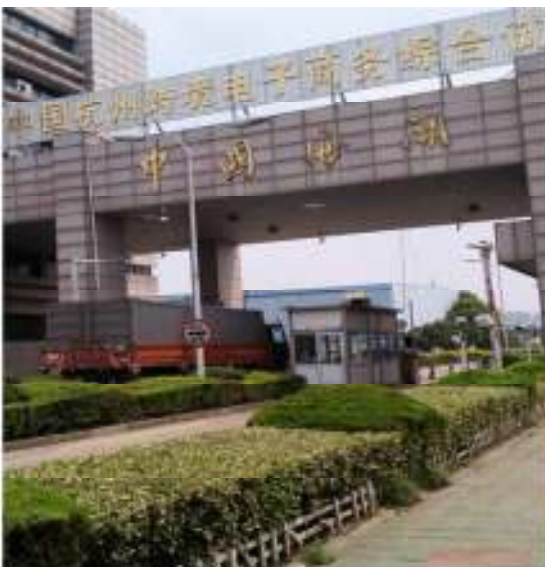
出典 <http://www.mia.com/guarantee#area3>

【輸入された商品が保管される保税区内の倉庫の様子】



出典 <http://www.mia.com/guarantee#area3>

【税関手続きに関する関連写真】



出典 <http://www.hitao.top/about/pc-ppbz.php?spm=0.0.0.0.J3kblL#t1>

【通関する際の関連書類のサンプル】

The image displays two sample customs forms. The left form is a large 'Import and Export Declaration Form' (报关单) with multiple sections for detailed trade information. The right form is a smaller 'Export Declaration Form' (出口报关单) featuring a barcode and a red circular seal. Both forms are filled with sample data.

出典 <http://www.hitao.top/about/pc-ppbz.php?spm=0.0.0.0.J3kblL#t1>

【通関する際の関連書類のサンプル】

The image shows a collage of five sample customs forms. These include 'Import and Export Declaration Form' (报关单), 'Import Declaration Form' (进口报关单), and 'Export Declaration Form' (出口报关单). The forms are arranged in a grid-like fashion, showing various sections and fields for trade data.

出典 <http://www.mia.com/guarantee#area5>

【品質検査の際の関連報告書のサンプル】

检验报告 上海市疾病预防控制中心 检验报告 品名: 进口预包装食品(罐装) 规格: 300g/罐 生产日期: 2019.08.01 保质期: 12个月 产地: 中国 检验项目: 感官、理化、微生物 检验结果: 符合标准 上海市疾病预防控制中心	山东省青岛市疾病预防控制中心 检测报告 品名: 进口预包装食品(罐装) 规格: 300g/罐 生产日期: 2019.08.01 保质期: 12个月 产地: 中国 检验项目: 感官、理化、微生物 检验结果: 符合标准	检验报告 品名: 进口预包装食品(罐装) 规格: 300g/罐 生产日期: 2019.08.01 保质期: 12个月 产地: 中国 检验项目: 感官、理化、微生物 检验结果: 符合标准	卫生证书 SANITARY CERTIFICATE 品名: 进口预包装食品(罐装) 规格: 300g/罐 生产日期: 2019.08.01 保质期: 12个月 产地: 中国 检验项目: 感官、理化、微生物 检验结果: 符合标准
--	--	---	--

出典 <http://www.mia.com/guarantee#area5>

③保税区内で梱包して、消費者に向けて商品を発送する。

【保税区的倉庫内での梱包・発送作業の様子】



出典 <http://www.hitao.top/about/pc-ppbz.php?spm=0.0.0.0.J3kbl#t1>

【保税区的倉庫内での梱包・発送作業の様子】



出典 <http://www.mia.com/guarantee#area5>

【パターンB】 保税区を利用しないパターン

- ① 並行輸入業者が、商品を取扱う海外（日本等）代理店もしくは販売業者と業務提携し、商品を仕入れる。
- ② 仕入れた商品については、保税区でない、並行輸入業者が管理する、その他の場所に保管する。
- ③ 消費者がサイト上で商品を購入すると、同保管場所から商品を消費者に向けて発送する。



上記の実例として、ある「タオバオ」(<https://www.taobao.com/>)に出店している並行輸入業者は、その商流等については以下のとおり説明している。

- ① 消費者からのオーダー状況に関わらず、定期的に各国から並行輸入品を仕入れる。

【日本の販売店で商品を購入】



出典

<https://item.taobao.com/item.htm?spm=alzl0.1-c.w10894586-12955976020.4.ZKoTj5&id=41689703314>

②仕入れた商品については、同並行輸入業者の中国内の倉庫に保管され、消費者からオーダーを受けた段階で、消費者に向けて商品を発送する。

【中国内拠点で商品を保管、発送】



出典

<https://item.taobao.com/item.htm?spm=alzl0.1-c.w10894586-12955976020.4.ZKoTj5&id=41689703314>

【パターンC】 直送パターン

- ① 消費者から注文を受けた時点で、並行輸入業者の海外（日本等）における協力者が商品を購入する。
- ② 一般的には同協力者が商品を中国の消費者に向けて直接発送する。



上記の実例として、ある「タオバオ」(<https://www.taobao.com/>)に出店している並行輸入業者は、その商流等については以下のとおり説明している。

消費者からの注文に応じて、日本の協力者に指示を出して、かかる製品を購入してもらい、その後、直ちに中国の消費者に向けて商品を発送する。

【消費者注文に沿って日本で商品を購入】



出典

<https://item.taobao.com/item.htm?spm=a230r.1.14.96.1ijCGf&id=42690193158&ns=1&abucket=18#detail>

【購入した商品を中国に向けて発送】



出典

<https://item.taobao.com/item.htm?spm=a230r.1.14.96.1ijCGf&id=42690193158&ns=1&abucket=18#detail>

多くの並行輸入業者は、大体、上述の3パターンのいずれか、または複数のパターンの形態の並行輸入を行っているが、これらのパターンの特徴は、以下のとおりとなる。

パターン	特徴
A	・取引規模が大きい事業者が多い ・大手直販型サイト、モール型サイト内の大手事業者がこのパターンをとることが多い ・商品の仕入先は正規メーカー、代理店等であることが多い ・関連法規定を遵守している傾向あり
B	・取引規模が大きい事業者が多い ・企業と個人、双方のパターンがある ・モール型サイト（タオバオ等）に出店している事業者が多い ・実店舗を運営していることもある ・商品の仕入先は海外の小売店等 ・並行輸入品を称した模倣品であるリスクもある ・法規定を遵守していない傾向あり
C	・取引規模が小さい事業者が多い ・企業と個人、双方のパターンがある ・越境 EC サイトと中国内 EC サイト（タオバオ等）双方に出店 ・商品の仕入先は小売店等 ・並行輸入品を称した模倣品リスクもある ・法規定を遵守していない傾向あり

iv. 並行輸入業者が多く存在する地域

並行輸入品については上記3つのパターンが存在しており、パターンB、Cの並行輸入業者は関連法規定を遵守していない可能性が相対的に高く、化粧品の並行輸入品の販売に特化している同業者も少なくない。特に「タオバオ」において、かかる事業者が多い傾向があるので、同サイトにて、同業者の所在地を探索した（同サイトにおいて「化粧品、代購³」と検索し、各業者の商品発送地を取りまとめた。）ところ、以下のとおり、中国国内では沿岸部が多いことが判明した。

³ 専門業者が対象商品を欲する消費者を代理して、特定の商品を買付けける行為を指している。また、中国では並行輸入のことを「代理」ともよく呼ばれている。

【タオバオにおける化粧品並行輸入業者の商品発送地】

順位	商品発送地	タオバオにおける商品件数
1	広東省	5,133
2	海外	5,037
3	山東省	2,960
4	上海市	2,185
5	北京市	1,803
6	江蘇省	1,688
7	浙江省	1,465
8	辽宁省	1,460
9	福建省	368
10	河北省	387

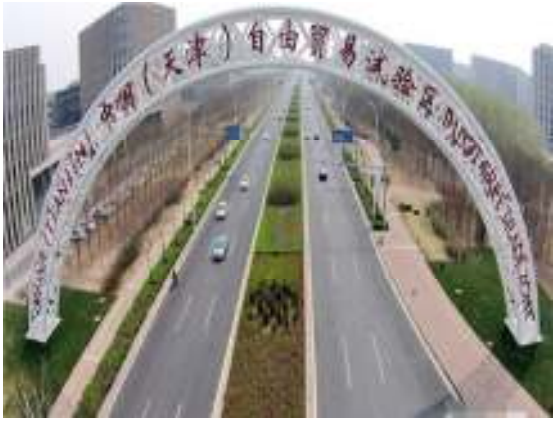
2015 年 12 月 2 日時点

v. 自由貿易区の概要

➤ 自由貿易区とは

自由貿易区は税金を納めることなく、輸入しようとする商品を自由貿易区内の保税区に保管できる等の利点があり、一般的な保税区と共通する部分がある一方で、中国政府の国家的戦略の一環として、グローバル経済・貿易の発展状況に応じて、より積極的な開放戦略を実施することを目指した措置でもある。中国政府の強い後押しのもとで発足し自由貿易区は、保税区の利点を生かした上で、金融、投資、貿易、法制、行政の側面から緩和を施した経済特区とも言うことができる。現時点で開設されている自由貿易区は以下4つであり、この他に、鄭州、重慶、寧波等においても、自由貿易区の開設準備が進められている。



中国（天津）自由貿易区	中国（上海）自由貿易区
	
中国（福建）自由貿易区	中国（広東）自由貿易区
	

➤ 上海自由貿易区について

中国（上海）自由貿易区、通称「上海自由貿易区」は、中国政府が設立した、上海の自由貿易区である。2013年9月29日に中国（上海）自由貿易区は正式に設立され、その延べ面積は28.78平方キロメートルであり、外高橋保税区、外高橋保税物流園區、洋山保税区と上海浦東空港総合保税区的4つのエリアに分かれている。現在、これらエリアの面積は更に拡大しており、120.72平方キロメートルにも及ぶ。2014年11月末までに、上海自由貿易区において投資を行っている企業数は累計2.2万業者あり、同区で設立された企業数は1.4万業者となっている。



➤ 各国の国家館状況

各エリアうち、国家館⁴が設置されている外高橋保税区の実態について調査した結果、以下の情報を把握できた。

【国家館が入っている建物の外観】



⁴ その国の特産物等を中国市場に進出させるべく、自由貿易区内で専門ブースや展示室等を作り上げ、そこを訪れる消費者にPRするための施設を指している。その現場で、その国の特産物等を購入することも可能であるが、通常は、同国家館のインターネット販売店から購入することが一般的である。

【ロシア館】



当時、閉館中であつたが、中の様子からは、博物館・美術館のような様相。

【オーストラリア館】



本国家館では、①奥がインターネット販売専用スペースで、展示品を陳列、②手前は、即売可の商品を陳列している。①については、上記写真のように、各展示品にナンバーを振り、これを基にインターネット販売を実施中であり、②については、その場で好みの商品を確認し、即時に購入が可能な方式となっている（下記写真参照）。①②いずれも、品数は多くなく、日用品についても品数は少なく、その中でも、同国メーカーの化粧品がほとんどの割合を占めている印象である。同国家館の店員へのヒアリングによると、同国家館での仕入方式は以下の通りである。

- ・ オーストラリア国内のメーカーに対し、国家館への出品を募集。
- ・ 出品を希望したメーカーは、①中国国内で利用している代理店を経由して、オーストラリア館へ納品（主に大企業）。②中国国内の代理店を使用していないメーカーは、直接オーストラリア館へ納品（中小企業）。



【イタリア館】



ここも当時閉店中であつたが、中の様子からは、オーストラリア館と似た構成であるものと考えられる。

国家館の中でビジネスを展開する場合、通常、外国企業が中国でビジネスをするに当たって必要となる複雑な許認可手続きや店舗の賃貸借契約等の対応が不要となり、これを活用することで中国に進出しやすくなるメリットがある。

もっとも、現状においては、各国家館における来場者は極めて少数に留まっていて、中国市場を十分に開拓できているとは言えない状況である。これは、品揃えが中国人のニーズに答えきれていないことや、各国家館の存在が認知されていないこと、立地的に不便であること等々、様々な要因が考えられる。いずれにせよ、上海自由貿易区は、2013 年に施行されたばかりであって、制度の不明な点も多く、そもそも設置されている国家館の数自体が少ないこともあるので、今後、各国家館が効果的に機能していくことが期待される。

➤ 並行輸入との関係

自由貿易区は、並行輸入の促進を直接の目的としているわけではないが、自由貿易区内の保税區や関連する一部政策は、事実上、並行輸入ビジネスを後押ししている。

保税區を活用した並行輸入ビジネスの大きな特徴は、発注を受けて海外から商品を発送するのではなく、あらかじめ保税區の倉庫に保管している商品を販売する、というところにある。取引される商品は、基本的には保税狀態のまま、保税倉庫に入っている狀態という点にある。当然、この時点では税金も付加されない。消費者が越境ECサイト等で商品を購入すると、商品はすでに保税區に保管されているため、発送作業は全て中国内で完結することになる。この発送作業の際、税関は、各ECサイトからの申告に準じて、定期的にサイト側から税金を徴収することになる。

ただし、現在、こうしたビジネスモデルが実施されているのは、あくまでも上記自由貿易区と、その他一部地域の区（寧波、杭州、重慶、鄭州等）のみである。

なお、保税區を活用した並行輸入ビジネスについては、各種制限も設けられており、各地域によって多少の相違はあるが、主なものは以下のとおりである。

・会社設立地に関する制限

保税區を活用した越境ECビジネスを行うには、特定のエリア内に会社を設立する必要がある、上海の場合であれば、自由貿易区になる。

・商品に関する制限

原則として、個人が消費するものに限定され、例えば、食品、化粧品、ミルク、日用品、衣服類等になる。

・販売金額に関する制限

原則として、一回につき購入できる金額は、一人1,000元程度となっている。

➤ 新制度

2014年より、上海税関は中国（上海）自由貿易区における手続きをさらに簡素化するために、多数の新通関制度を導入しており、これは、自由貿易区を利用した並行輸入ビジネスの更なる発展に繋がると思われる。同7つの新制度の内、特に並行輸入ビジネスに関連する3つの制度について紹介する。

(1) 貨物搬出入時の提出書類削減

貨物を搬出入する際には、貨物の関連情報を税関に登録し、登録申請書のほか、契約書、領収書などの関連書類を提出しなければならないが、新制度導入後は、関税納付義務の伴わない国内・区外地域への搬出入の場合、かかる関連書類を提出する必要がなくなる。

(2) 複数回出荷についての通関・報告手続き一括化

自由貿易区内の企業は、中国内に出荷するたびに通関手続きを行う義務があるが、今回の新制度により、複数回の出荷について通関手続きあるいは報告手続きを一括で行うことが可能になる。

(3) 中国内出荷前の一括検疫検査

これまで、国外から自由貿易区内に搬入し、中国内に販売する場合、出荷するたびに輸入品として検疫検査を受けなければならなかった。新制度により、国外から区内に搬入する時点で一括して検疫検査を行っておき、その後、複数回に分けて中国内に出荷することが可能になる。同制度のテストでは、出荷時間が大幅に短縮している。

vi. 中国（杭州）跨境電子商務総合試験区

➤ 設立背景

中国における電子取引商の取引規模の増加に伴い、越境 EC は増え続けており、今後の中国経済成長の一翼を担うことに疑いの余地はない。こうした中、越境 EC ビジネスを専門にサポートする同試験区が 2015 年に開設された。



同試験区では、越境 EC サイトの取引、物流、通関、税還付、外国為替決済など各段階における技術基準や業務プロセス、監督管理方法、情報化推進などについて先行試験が行われており、現在、アリババ・グループを始めとする多くの企業が同区にて、この試験に参加している。同試験区におけるこうした試みが成功すれば、今後、更に他の地域においても同様の試験区が開設されることが予想される。

【参加企業の一部】



<http://www.china-hzgec.gov.cn/>

➤ 概要

跨境電子商務総合試験区は、オンラインにおける「自由取引」、これを支えるためのオフラインでの「総合サービスの提供」という方針の下、設立された電子商取引試験区とすることができる。かかる方針に基づき、同区においては、電子商取引に対する新たな監視管理制度、具体的には、総合的に監視管理が可能となるワンストップサービスプラットフォームの構築や、電子商取引にかかる金融、物流等のサービス内容の新制度構築、規則の制定、等を実施しており、越境電子商取引の自由化、利便性、整備を推進している。

(1) 上記概要に基づき、空港エリアにおいては、主に、スムーズな物流サービスを提供するためのプラットフォームが設置されている。

(2) 下城エリアにおいては、実際の物流のためのシステムを構築し、企業通関、為替決済、税金還付、金融融資等のサポート業務が主に行われている。

(3) 下沙エリアにおいては、杭州市政府の派遣機関である杭州経済技術開発区管理委員会が設置されており、会社設立や用地申請、工場建設などのサポートを実施している。

三．並行輸入品に関する法的分析

並行輸入については、専利法、商標法及びこれら司法解釈のいずれにも規定はない。ただし、北京市高級人民法院「専利侵害判定指南」119 条に、中国国外で専利権者またはその許諾者が拡布した専利製品について、購入者が中国国内に輸入して販売を行う行為は、専利権侵害とならない旨、規定されており、専利権については、一般的に、並行輸入は権利侵害にならないと解されている。

これに対して、商標権の場合、現在のところ、実務上、並行輸入品であることのみを理由として、商標権侵害もしくは非侵害とする事例は見受けられない。各裁判所、当局は、商標法の立法趣旨に照らし、案件の具体的事情に基づき、ケースバイケースで判断を行っているようである。

（１）並行輸入と商標権に関する代表的裁判例

i. 非侵害と認定された事例①

基本情報	裁判所／審級	上海第二中級人民法院／一審
	事件番号	(2012) 沪二中民五（知）初字第 86 号
	判決日	2013 年 4 月 23 日
当事者等	原告	維多利亞的秘密商店品牌管理有限公司（当事者 A）
	被告	上海錦天服飾有限公司（当事者 B）
事案概要	・ B は、米国から A のブランドの下着等を中国に輸入し、その後、中国で販売した。販売の際に、B は A の中国の総代理店であると称した。A は、中国商標権侵害、不正競争（虚偽宣伝）を理由に B に対し訴訟を提起	
経緯	・ A は中国において、「VICTORIA' S SECRET」、「維多利亞的秘密」等の商標権（指定商品：服、下着等）を有する ・ 2007 年、B は A の米国親会社から「VICTORIA' S SECRET」等	

	商標が付された下着、パジャマを中国に輸入した。その際、B は A の米国親会社との間で、輸入した商品は A の既存の小売商にのみ販売できる旨の合意した ・ その後、B は上記の商品を、A の既存の小売商ではない中国の業者に販売した。また、販売の際に、B は商品のタグ、商品袋、パンフレット等に A の「VICTORIA' S SECRET」、「维多利亚的秘密」等の商標を使用した。同時に、B は A の唯一の指定中国総代理であると称した ・ A は商標権侵害、不正競争（虚偽宣伝）に基づき、差止め、損害賠償請求訴訟を提起
裁判所の認定	・ <i>B の販売した商品は A のアメリカ親会社から仕入れた真正品であり、模倣品ではない。また、B が、商品タグ、包装袋、パンフレット等に A の商標を使用するのは販売行為の一環であり、関連消費者に商品の出所を誤認させることはない。よって、B の行為は商標侵害行為ではない。</i> ・ 虚偽宣伝行為につき、B は A の米国親会社から商品を仕入れ、中国で販売するだけであり、A の指定中国総代理ではない。B のこのような宣伝行為は、消費者に A と B の間にライセンス関係があると誤解させるものであり、これにより不当に競争優位を獲得した。また、B のこのような行為は今後中国における A の業務展開にも影響し、A の利益を棄損する可能性がある。よって、B の虚偽宣伝行為は不正競争行為であり、権利侵害行為停止、損失賠償等の民事責任を負うべきである。
判決概要	・ B の虚偽宣伝行為の差止め ・ B の A に対する 6 万元の経済損失、2 万元の合理支出の損害賠償 ・ その他の A の訴訟請求を棄却

ii. 非侵害と認定された事例②

基本情報	裁判所／審級	天津市高级人民法院／二審
	事件番号	(2013) 津高民三終字第 0024 号
	判決日	2014 年 12 月 17 日
当事者等	上訴人（一審原告）	法国大酒庫股份公司（当事者 A）

	非上訴人（一審被告）	慕醒国際貿易（天津）有限公司（当事者B）
事案概要	Aは、BがAのブランドのワインを天津税関に輸入申告したことを発見し、天津税関に差止を申請。税関差止後、Aは中国商標権侵害を理由にBを提訴	
経緯	- Aは中国において、「J. P. CHENET」等の商標権（指定商品：ワイン等）を有する 2012年、BはAのイギリス代理店から「J. P. CHENET」等の商標が付されたワイン7,200点を購入し、その後、天津税関に輸入申告した - AはBの上記の輸入行為を発見し、天津税関に差止を申請 - 差止後、Aは商標権侵害に基づき、差止及び損害賠償請求訴訟を提起 - 一審では、Aの訴訟請求全てが棄却 - Aが上訴	
裁判所の認定	- Bが提供した契約書等からすれば、対象商品はAのイギリス代理店から仕入れた真正品である - 我が国ではこのような商標権利者の許諾のない真正品の輸入行為は、法律上、明確に禁じられておらず、かかる行為が商標権侵害となるかどうかは、商標法の趣旨、原則及び案件の具体事実に基づき判断すべきである。 - 本件の場合、かかる判断は、①グレード、品質、成分、賞味期限、価格、サービス等において、Bの輸入したワインはAが中国で販売したものと大きな差異があるかどうか、②Bの輸入行為は消費者の誤認混同、Aの名誉毀損を起こすかどうか、という2つの要素を考慮する必要がある ①につき、Aは大きな差異があることが証明できていない。 ②につき、Bの輸入した商品の品質は、Aが中国に販売したものと同じであり、且つ、輸入した商品の元の様子も変えていないため、消費者に誤認混同させ、Aのブランドに対する信頼を低下させることはなく、Aの名誉を毀損することもない - よって、Bの輸入行為はAの商標権を侵害には該当しない	
判決概要	上訴を却下、一審判決を維持	

iii. 侵害と認定された事例①

基本情報	裁 判 所 ／ 審 級	広西壮族自治区防城港市中級人民法院／一審
	事件番号	不明
	判決日	2002 年 6 月 10 日
当事者等	原告	合肥利華洗濯剤有限公司（当事者 A）
	被告	防城港對外貿易公司（当事者 B）
	被告	梁慶光（当事者 C）
事案概要	・ A は、B が C の依頼を受けてベトナムから 1.8 トンの「OMO」ブランド洗剤を輸入した情報を税関から入手。関係輸入品が東興税関に差し押さえられる。A は、中国商標権侵害の理由で B 及び C を提訴	
経緯	・ A は「OMO」商標（指定商品：洗浄品等）の独占許可使用権を有する ・ 2001 年、C は B にベトナムから 1.8 トンの「OMO」ブランド洗剤の輸入を依頼した ・ C は、B の依頼に基づき、ベトナムの業者から 1.8 トンの「OMO」ブランド洗剤を購入した。2001 年 12 月 31 日に、B は東興税関に当該貨物の輸入を申請した ・ A は税関の侵害疑義品輸入通知を受け、上記貨物の差止を申請した ・ 差止後、A は商標権侵害に基づき、B、C に対し、差止め、損害賠償請求訴訟を提起	
裁判所の認定	・ B、C は A の許可を得ず、ベトナムから「OMO」ブランド洗剤を購入、輸入申請した。また、B、C は、当該商品が商標権者の許可の元で製造されたものだとは証明できなかったため、B、C の行為は、A の有する「OMO」商標独占使用許可権利を侵害した ※被告は「OMO」ブランド洗剤は商標権者のベトナム正規代理商から仕入れたものだとは主張したが、これを示す証拠資料を提出しなかったため、かかる主張は裁判所に認められなかった	

判決概要	・ B、C の権利侵害行為の差止め ・ B、C の A に対する 7,096 元の経済損失（合理的支出を含む）の損害賠償 ・ その他の A の訴訟請求を棄却
------	--

iv. 侵害と認定された事例②

基本情報	裁判所／審級	湖南省長沙市中級人民法院／一審
	事件番号	(2009) 長中民三初字第 0073 号
	判決日	2009 年 4 月 24 日
当事者等	原告	ミシュラングループ（当事者 A）
	被告	談国強（当事者 B）
	被告	歐燦（当事者 C）
事案概要	・ A は、B と C が A の商標権侵害品を販売しているのを発見、商標権侵害に基づき、B と C を提訴	
経緯	・ A は中国において、「MICHELIN」の文字商標及び図形商標等（指定商品：タイヤ等）を有する ・ 2008 年 4 月、B、C は、他の販売店から上記 A の商標が付されたタイヤ（日本産、3C 認証※を経していない）を仕入れ、販売していた ・ A は B、C の上記の販売行為を発見し、商標権侵害に基づき、B、C に対し、差止め、損害賠償請求等訴訟を提起 ※ 3C 認証とは、人体健康、国家の安全に関わる商品に対して強制的に認証を行う制度であり、認証を経っていない商品の中国国内における販売は禁止されている	
裁判所の認定	・ タイヤは、車両運転速度、使用国の地理、気候状況、使用国の強制認証制度に応じ、品質が異なる。本件タイヤは A の日本正規工場により製造された商品だが、3C 認証を経おらず、中国において適合するかどうか分からず、B、C の販売行為は違法である ・ このような商品の販売は、中国の消費者にとって、リスクがあり、且つ商標権者の商標信用を毀損するおそれがあるため、	

	<i>B、Cの販売行為はAの商標権の侵害該当する</i>
判決概要	・ B、Cの権利侵害行為の差止め ・ B、CのAに対する5,000元の損害賠償請求

以上の裁判例によれば、輸入、販売された商品が、真正商品であると認められない場合には、商標権侵害となるが（上記裁判例 iii）、中国における商標権者の許諾を得ていない並行輸入品であることを理由として、商標権侵害とされるわけではない（上記裁判例 i）。

並行輸入、及びその商品の販売行為が商標権侵害となるか否かは、商標の信用を保護し、以て、消費者、生産者、経営者の利益を保護するという、商標法の趣旨に照らし、各事案の具体的な事情を考慮して判断されるものと考えられる。具体的には、例えば、輸入された商品が、中国国内で販売されている商品と差異があり、且つ、これにより商標権者の商標の信用を害する、又は消費者の誤認混同を惹起するおそれがあるといえるような場合（上記裁判例 ii）や、輸入した商品は中国国内の強制認証を得ておらず、消費者に危険を及ぼし、商標の信用を毀損するおそれがあるといえる場合（上記裁判例 iv）には、商標権の侵害と判断されることになる。すなわち、並行輸入及びその商品の販売行為が商標権侵害となるのは、商品の中身や輸入・販売状況を具体的に検討した結果、誤認・混同や、消費者に対する危険、商標権者の商標の信用の毀損があるような場合に限られ、合法的な許認可手続き及び輸入手続きを経て、並行輸入された商品に対しては、商標権に基づく権利行使をすることは、一般的には難しいと考えられる。

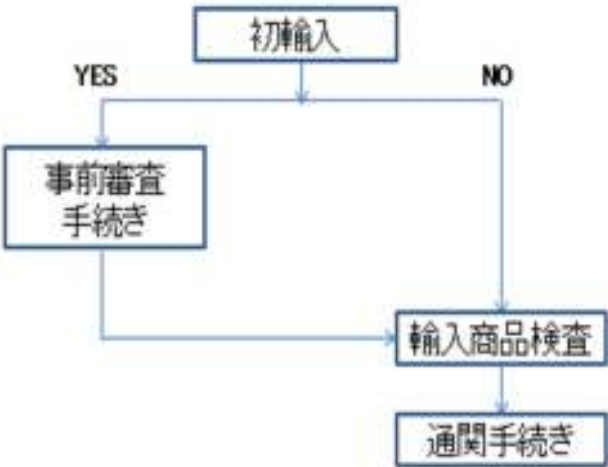
(2) 関連許認可制度概要

上述のとおり、並行輸入品に対して知的財産権に基づく権利行使を行うことは一般的には容易ではないと考えられる。そこで、輸入制度等に関する他の法規等違反の有無に視点を移し、対応策の可能性について検討する。

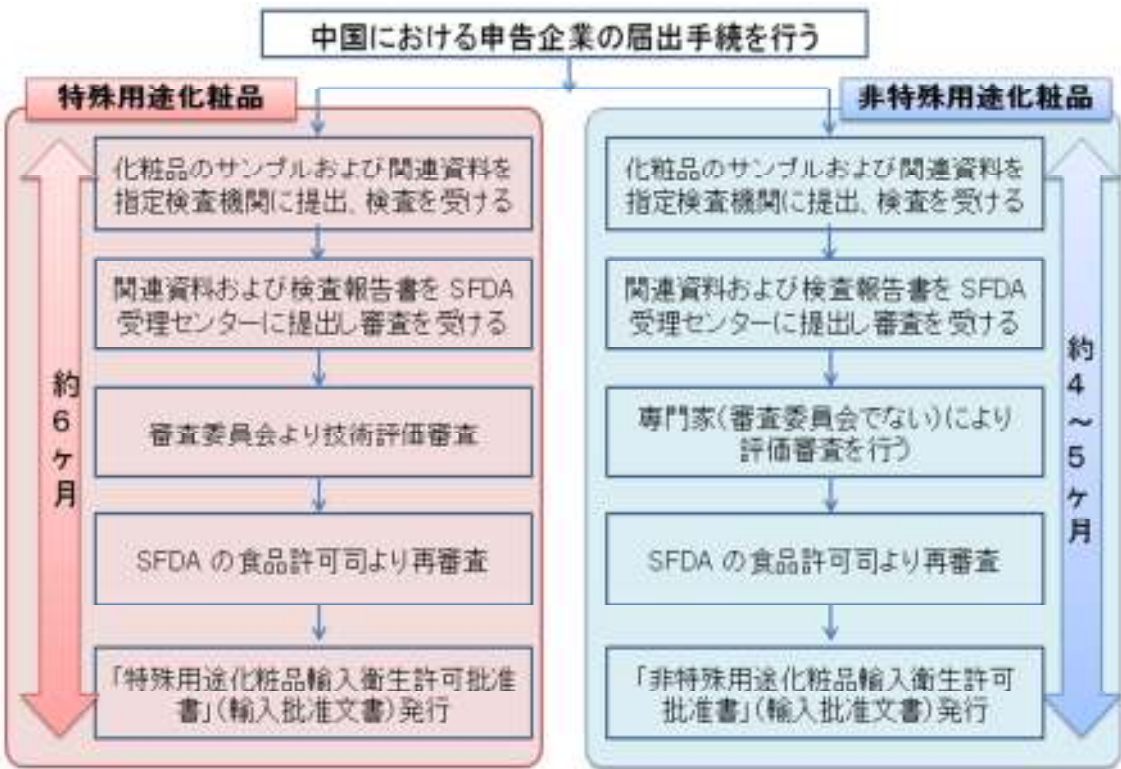
ここでは「化粧品」を例に挙げて、正規に商品を中国内に輸入して販売する場合の関連法律規定を紹介し、これを踏まえて対策を検討する。初めて化粧品を中国に輸入しようとする場合、以下のような手続きを行う必要がある。なお、個人使用目的（販売を目的としないもの）で化粧品を輸入する場合、その必要はないとされるが、上述のサイトで出品されている商品はいずれも、サイト上に出品した時点で、個人使用目的の輸入には該当しないと考えられるため、同手続きが免除されることはないと思われる。

サンプル検査の実施	➤ SFDA の認定する検査機関で、輸入しようとする化粧品サンプルの検査の申請を行う。 ➤ 申請の際、一般的には、商品配合表、実物サンプル、中国語の説明書などを提出する必要がある。 ➤ 検査終了後、検査結果報告書が発行される。
許認可の取得	➤ 検査結果報告書およびその他関連資料（※）を SFDA に提出し、許認可の申請を行う。 ➤ 輸入批准文書が発行される。
商品の輸入	➤ 中国に向けて商品を発送し、輸入作業を行う。
輸入検査の実施	➤ 貨物到着後、税関、通関地の出入国検査検疫機関に検査申請を行う。 ➤ 検査検疫の際、出入国検査検疫機関は書類審査、商品抜き打ち検査等を行い、合格の場合、「入国貨物検査検疫証明書」が発行される。
商品の通関	➤ 適切な税金を納めた上で、上記証明書に基づいて通関許可を下す。

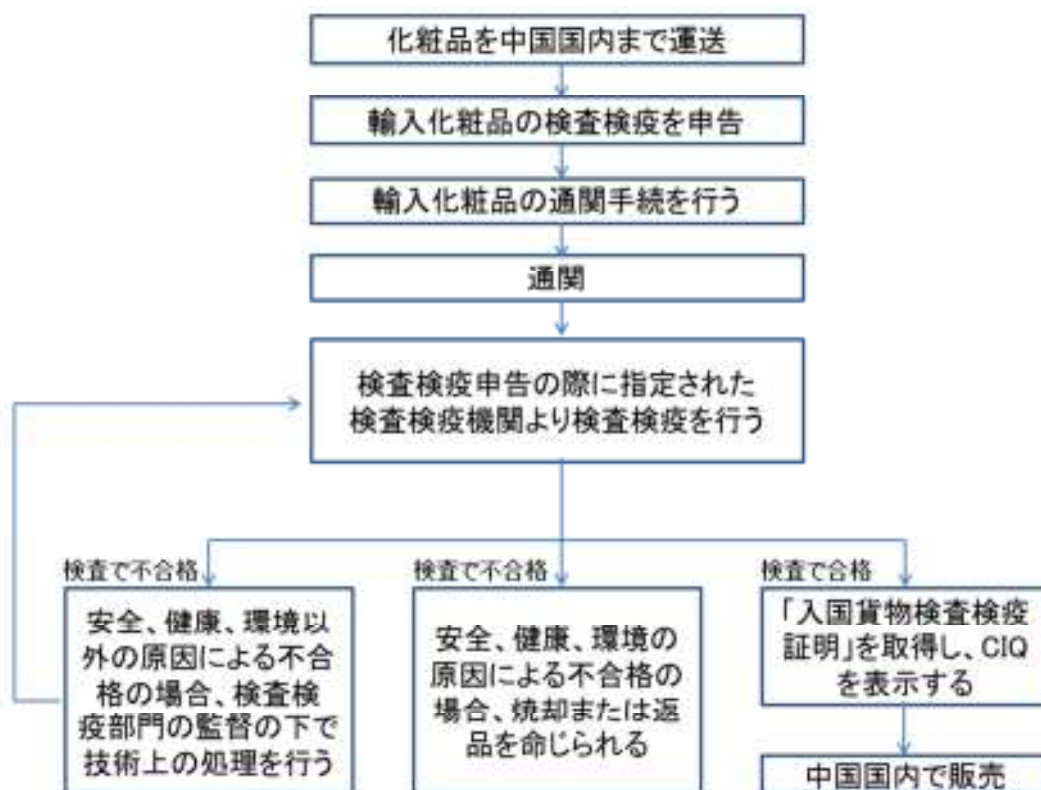
【化粧品輸入に関する基本フローチャート】



【事前審査手続き】



【輸入商品検査】



許認可の取得に必要な関連書類は主に以下のとおりである。

- ・ 行政許可申請表
- ・ 商品の中文名称の命名根拠
- ・ 商品成分配合表
- ・ 生産工程に関する簡単な記述、図面
- ・ 商品の元の包装（商品ラベル、説明書を含む）、中国市場向けに新たに包装を設計した場合は、新たな商品包装（商品ラベル、説明書を含む）
- ・ 国家食品薬品监督管理局の認定を経た許可検査機関が発行した検査報告書等
- ・ 商品に存在する可能性のある危険物質の安全性評価報告書
- ・ 育毛・健康美容・美乳類商品の場合は、効能成分を示す化学文献資料
- ・ 届出済みの行政許可在華申請責任業者授權書のコピーおよび在華申請責任業者の営業許可証コピー（在華申請責任業者の社印捺印が押印されたもの）
- ・ 化粧品使用原料および原料の出所が狂牛病疫地区高危険物質使用禁止制限要件に適合するという承諾書
- ・ 商品が生産国または原産国で生産、販売されたことを証明する書類

- ・行政許可に有益なその他資料
- ・商品技術要件の文字版と電子版
- ・許可検査機関が封を閉じかつ開封されていない市販見本 1 点

上記輸入手続きのうち、「サンプル検査の実施」と「許認可の取得」は初回輸入時のみ必要な事項であり、2 回目以降の輸入の場合、輸入検査に合格すれば、より迅速に通関できるようになっている。また、実務上、以下のパターンに当てはまる場合には、輸入検査もより緩和されるものと思われる。

- ・品質安全問題が生じたことのないもの
- ・輸入量が少ないもの

（３）税金制度概要

商品を輸入する場合には、通常、その都度、関税や増値税（関税の税率は 5～10%、輸入増値税の税率は 17%です。）が発生するが、並行輸入品に関しては、中国政府が推し進めている自由貿易政策により、後述のとおり税金が低く設定されており、税金が免除されることもある。

➤ 関税

- ・「貨物」として輸入してきた商品が課税対象となる
- ・税率が商品種類によって細かく設定されており、かなり複雑である

➤ 増値税

- ・税率は 17%であり、全ての商品が課税される
- ・海外から保税區に輸入する場合、免除される
- ・保税區内で売買する場合、免除される
- ・保税區から国内に販売する場合、徴収される

➤ 消費税

- ・商品種類によって税率が変わる
- ・すべての商品ではなく、国が指定する商品だけが課税対象となる

(タバコ等の環境や健康を害するおそれのあるもの、また、ブランド品、車や化粧品なども課税対象となる)

- ・海外から保税区内に輸入する場合、免除される
- ・保税区内で売買する場合、免除される
- ・保税区内から国内に販売する場合、徴収される

➤ 行郵税

- ・「個人の荷物物品」及び「個人の郵送物品」が課税対象となる
- ・税率は、商品種類によって 10%、20%、30%、50% の 4 段階である

【通常輸入と並行輸入の税率の違い】

商品ジャンル	通常輸入			並行輸入
	関税	増値税	消費税	行郵税
化粧品	10%	17%	30%	50%
時計等	11%	17%	20%	30%
靴	15%	17%	—	20%
カバン	20%	17%	—	10%
衣服	15%程度	17%	—	20%
電子製品	10%	17%	—	10%
粉ミルク	10%	17%	—	10%

越境 EC による並行輸入品については、事実上、行郵税のみが適用される（越境 EC を営む企業やそこに来店している個別業者は別途、定期的に、増値税と消費税を納付する必要がある。）。具体的に課される税金は商品金額が 500 円未満、かつ関税も 50 円未満の場合、多くの商品は免税対象となる。

（４）表示規定

輸入品を販売する際のもう一つの大きな規定として表示規定がある。具体的には、輸入品には、中国語ラベルを付すことが義務付けられ、化粧品に関しては、「消費品使用説明化粧品通用ラベル基準」（GB5296.3-2008）、「化粧品衛生標準」（GB7916-1987）に適合している必要がある。なお、化粧品の場合、下記事項を漢字（中国語）で明記する必要とされている。

- ・商品名
- ・製造者の名称および住所
- ・原産国・地域
- ・内容量（正味量）
- ・生産日および品質保証期間または生産ロット番号および使用期限
- ・成分表
- ・執行された国家標準、業界標準号または届出後の企業標準号
- ・商品品質検査合格証明書
- ・輸入化粧品行政許可書番号または届出番号
- ・代理業者（中国での責任業者）、輸入業者または販売業者の名称および所在地等

【表示サンプル】



出典 <http://lux.cngold.org/zhishi/huazhuangpin/c2712364.html>

(5) 主な罰則

法的にはこれまで述べたように各種手続きを行い、関連規定を遵守する必要があり、理論的には以下のような罰則が科されるものと思われる。

行為	根拠	処罰
許認可未取得	「化粧品衛生監督条例」第 26 条	・商品及び違法所得の没収、同時に違法所得 3 ～5 倍の罰金を科すことができる ・場合により、特殊用途化粧品の製造企業の生産資格を取消す
税金不納	「海関法」第 82 条	・貨物及び違法所得の没収、同時に罰金を科すことができる。 ・犯罪を構成した場合刑事罰も科す
表示規定不遵守	①「化粧品標識管理規定」第 22 条 ②「製品品質法」第 27 条	①改善命令、期間内に改正できない場合、1 万円の罰金を科す ②改善命令、生産販売停止命令、違法所得の没収、罰金。
商品品質が国家基準、業界基準を満たさない	「製品品質法」第 49 条	・製造販売停止命令、違法商品没収、製造、販売、在庫違法商品価値の 3 倍以下の罰金を課す、違法所得の没収 ・場合により、営業許可証を取消す ・犯罪を構成した場合、刑事罰も科す

（６）実務上の運用

➤ 当局へのヒヤリング

上記のように、理論的には各種罰則が規定されているが、実務上の運用は必ずしも明らかではない。そこで、並行輸入が多く行われていると思われる上海、広州の両地域の主要管轄部門（市局）に対してヒヤリング調査を実施し、各当局における違法な並行輸入品への取り締まり状況について情報収集を行った。

【上海行政機関へのヒヤリング結果】

法律、法規	条文	管轄部門	対応の可能性	主な回答内容
製品品質法	27 条	質量技術監督局	○	・違反する場合は摘発可能 ・立件が見込めない案件、即ち、在庫が少ない、記録上販売額が少額等の案件は消極的 ・違反する者がインターネット業者の場合、インターネット上の販売行為等の取締は困難であるが、実地拠点への対応は可能 ・保税区内での摘発は管轄問題があるので、他機関との協議が必要
	49 条	質量技術監督局	△	・過去摘発事例は少ない ・基準を満たさないことを証明するためには鑑定作業が必要

				・各事件の状況に応じて判断 ・事例は少ない
化粧品標識管理規定	22 条	質量技術監督局	△	管轄部門は食品薬品監督管理局であると思われるため、案件に応じて分析が必要
		市場監督管理局	×	摘発は食品薬品監督管理局によって行われるべき
化粧品衛生監督条例	26 条	食品薬品監督管理局	○	・許認可を得ずに輸入販売している製品は取締まりの対象となる ・管轄の関係上、インターネット上の販売行為は取締まれないが、実地での取締りは可能 ・越境 EC 業者が違反した場合も扱いは同様だが、摘発の際、商品の保管場所を突き止めることが必要 ・また、摘発の際、違法商品の実物が必要 ・保税區での摘発については情報不足でノーコメント
税関法	82 条	税関	不明	ヒヤリングできず

【広州行政機関へのヒヤリング結果】

法律、法規	条文	管轄部門	対応の可能性	特記事項
製品品質法	27 条	質量技術監督局	△	・ 摘発の可否は各事件の状況に応じて判断 ・ 違法規模が小さい場合、改善命令のみ行う ・ 保税区にある商品はまだ販売されていないものなので、違法にはならない
	49 条	質量技術監督局	△	・ 基本的な考え方は同上 ・ 過去摘発事例は少ない ・ 基準を満たさないことを証明するためには鑑定作業が必要 ・ 各事件の状況に応じて判断
化粧品標識管理規定	22 条	質量技術監督局	△	同上
		市場監督管理局	△	摘発の可否は各事件の状況に応じて判断
化粧品衛生監督条例	26 条	食品薬品監督管理局	○	・ 違法行為が明確であれば取り締まる ・ インターネット上の行為は取り締まれない ・ 化粧品は人体安全に関わるので、重点的に対策

				・摘発の際、商品の保管場所を突き止めることが必要 ・規模の小さい代理購入並行輸入業者への摘発は容易 ・越境 EC 企業への摘発は政府政策に反するおそれがあるため、困難 ・保全区での摘発は要検討
税関法	82 条	税関	○	・違法行為があれば取り締まり ・個人による並行輸入への取り締まりは強化中 ・越境 EC は法制度に沿っているので問題視はしないが、制度を守って無い場合、的確に処罰する

➤ 過去の摘発事例

インターネット上で化粧品に関する行政摘発の事例を調査した結果、特に「化粧品衛生監督条例」に基づく行政摘発が多く確認されており、実務上、同条例違反を根拠とした摘発の可能性がある。しかし、並行輸入業者への摘発事例はまだ多くはなく、主として、スーパーマーケットやドラッグストア等の小売店頭への摘発に留まっている。

事例①

概要	化粧品の並行輸入販売業者に対する摘発
時期	2014 年 9 月
リソース	—
場所	上海市金山区
行政機関	食品薬品监督管理局
対象製品	化粧品

対象業者	インターネット上（タオバオ）の化粧品販売業者
摘発原因	表示規定違反、許認可未取得
法的根拠	化粧品衛生監督条例
摘発結果	違法商品 167 点の没収 違法所得 29,417 元の没収 88,250 元の罰金

事例②

概要	輸入化粧品の販売業者に対する摘発
時期	2015 年 8 月
リソース	http://hzdaily.hangzhou.com.cn/dskb/html/2015-08/18/content_2046301.htm
場所	浙江省慈溪市周巷
行政機関	市場监督管理局
対象製品	化粧品
対象業者	2 つの化粧品販売業者
摘発原因	表示規定違反、許認可未取得
法的根拠	化粧品衛生監督条例
摘発結果	違法商品 54 点の没収（合計） 12,000 元の罰金（合計）

事例③

概要	化粧品の並行輸入販売業者に対する摘発
時期	2015 年
リソース	http://www.ncfda.gov.cn/News.shtml?p5=8912891
場所	江西省上饶市
行政機関	食品薬品监督管理局
対象製品	化粧品
対象業者	インターネット上の化粧品販売業者
摘発原因	表示規定違反、許認可未取得
法的根拠	化粧品衛生監督条例
摘発結果	行政処罰（詳細不明）

事例④

概要	輸入化粧品の販売業者に対する自主摘発
----	--------------------

時期	2011 年
リソース	http://www.maigoo.com/news/274603.html
場所	遼寧省瀋陽市
行政機関	食品薬品监督管理局
対象製品	化粧品
対象業者	スーパーマーケット、ドラッグストア等
摘発原因	表示規定違反、許認可未取得
法的根拠	化粧品衛生監督条例
摘発結果	行政処罰（詳細不明）

事例⑤

概要	輸入化粧品の販売業者に対する自主摘発
時期	2015 年 7 月
リソース	http://www.aknews.gov.cn/news/ankang/219012.html
場所	陝西省安康市
行政機関	食品薬品监督管理局
対象製品	化粧品
対象業者	デパート、スーパーマーケット等
摘発原因	許認可未取得
法的根拠	化粧品衛生監督条例
摘発結果	行政処罰（詳細不明）

事例⑥

概要	多数の小売業者に対する自主摘発
時期	2015 年 7 月
リソース	http://www.nbfz.gov.cn/info.jsp?aid=38570
場所	浙江省慈溪市
行政機関	市場监督管理局
対象製品	化粧品
対象業者	デパート、スーパーマーケット、ドラッグストア、美容院等
摘発原因	表示規定違反、許認可未取得
法的根拠	化粧品衛生監督条例等
摘発結果	違法商品 31 点の没収（合計） 改善命令

四．並行輸入に関する対応方法

（１）総論

並行輸入品への対策は困難と言われる中、各執行機関の実務上の運用状況からすると、特定の法律等に違反している商品については、同法律違反を根拠とした行政当局による行政摘発が有効な対策の一つとなり得ると考えられる。

これまでの調査結果を踏まえれば、化粧品に関しては、以下の条件を満たす場合、行政機関（主として食品薬品监督管理局）による行政摘発の可能性はあると考えられる。特に、現状を踏まえると、保税区を利用しない傾向にあるタオバオ上でよく見受けられる並行輸入業者に対しては、摘発ができることが相対的に多いと思われる。

- 許認可を取得していない、あるいは、表示規定に違反している商品であること
- 違法商品の保管場所が明らかであること
- 保管場所は保税区外にあること
- 違法商品の在庫数量が多いこと

これまでの調査結果を踏まえれば、実務上では以下のとおり運用されている状況であると思われるが、実際の摘発の可否については、各案件の具体的な事実関係によるところが大きく、各地当局の運用も異なることから、事案に即した具体的な検討が必要となる。

パターン	摘発できる可能性	理由
A	低	・ 関連法規定を遵守している傾向 ・ 商品は保税区内に保管 ・ 当局態度が消極的
B	高	・ 関連法規定を遵守していない傾向 ・ 商品は保税区外に保管 ・ 当局態度が積極的 ・ 一般的に商品の数量が多く立件しやすい
C	低	・ 中国内に流通せず、税関マター ・ 一般的に商品の数量が少なく立件し難い

（２）具体的な進め方

一般的な違法な並行輸入品への対応ステップとしては、①違法と思われる並行輸入品を取扱う個人輸入業者を見つけ出すための事前調査、②摘発できるか否かを判断するための並行輸入業者に対する詳細調査、③行政摘発の実施という流れになる。

商品によって、各ステップの対応事項が異なることもあるが、基本的な考え方は同じである。ここでは、化粧品を例に挙げて、具体的な進め方を紹介する。



i. 事前調査

違法な並行輸入品を発見する方法としては、①実際の販売店等に対する調査、②越境 EC サイトに対するインターネット調査、が考えられる。この点、昨今の並行輸入ビジネスの実態に鑑みれば、インターネット上における被害は圧倒的に大きく、また、インターネット上での調査は短期間、低いコストで実施できるメリットがある。さらに、違法行為に該当する可能性の高い代理購入（「代購」）業者（上述したパターン B、C の並行輸入業者）に焦点を絞り、一般に個人業者が多く利用している「タオバオ」を調査対象とすれば、違法な並行輸入品を見つけやすくなるものと考えられる。したがって、②の方法により違法な並行輸入品を探し出すことが効率的である。

なお、調査をする際には、その後の摘発を想定し、規模の大きい業者を見つけることが必要となる。

【ステップ① 商品を検索】

検索の欄において、「ブランド名」、「商品名」、「代购」を入力して、対策したい商品を見つけ出す。



上記のとおり検索すると、対策したい商品が表示されることになる。その後、規模の大きい代购業者をピックアップすべく、同サイトの並び替え機能を使って、過去販売実績の多い代购業者の順に並び替える。



【ステップ② 商品発送地の初步確認】

上記並び替えが終わった後、国内に商品を保管している可能性の高い代購業者をピックアップすべく、それぞれの業者の商品発送場所を確認し、商品発送地が中国国内となっている業者を絞り込む。



【ステップ③ 商品の初步確認】

商品発送地が中国国内となっている業者を選定したあと、当該商品をクリックして、商品の詳細写真が掲載されている場合、初歩的に表示規定を守っているか否かを確認する。





【ステップ④ 代購業者へのヒヤリング】

画面上から表示規定違反であると確認できても、実際に販売している商品は、これと異なる場合もあるため、業者に対してヒヤリング（タオバオにはチャット機能が付いており、同機能を用いれば、ヒヤリングは簡単に実施できる。）を行い、「中国語ラベルが付されているか?」、「実物の写真を提供してくれるか?」、「在庫は多いのか?」、「発送は保税區からか?」等と問合せすれば、更なる情報収集も可能である。

初歩調査を経て、以下の条件を満たす場合には、摘発できる可能性が相対的に高いと考えられることから、その後、詳細調査を実施する運びになる。

- 過去販売実績が多い
- 商品発送地は中国内
- 表示規定に違反
- 商品在庫が多い

ii. 詳細調査

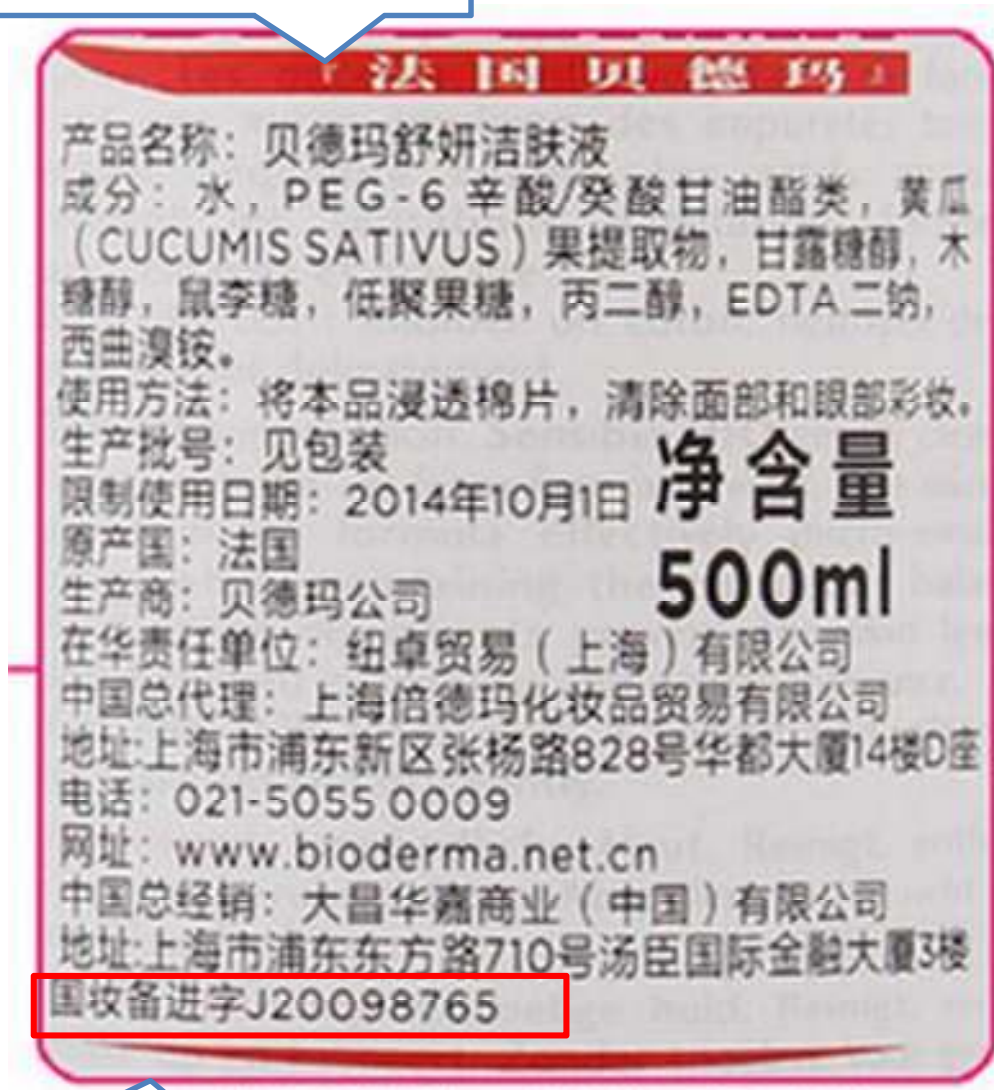
詳細調査を通じて、商品が違法にあたるか否かを確認し、合せて、代購業者の実際の拠点を突き止めて、摘発できるか否かの見込みを分析することになる。

まず、商品が違法か否かを確認するためには、代購業者からサンプル購入を行い、実際の商品を分析する必要がある、具体的な確認事項は以下の2項目になる。

- ① 表示規定を守っているか
- ② 許認可を取得しているか

① 表示規定を守っているかを確認

※この場合、中国語ラベルが付されているので、これを根拠とした摘発は困難。



② 許認可を取得しているか

この場合、許認可番号は付されており、後述調査結果のとおり、実在するものであるので、これを根拠とした摘発は困難。

出典 <http://lux.cngold.org/zhishi/huazhuangpin/c2712364.html>

許認可番号が実在するものか否かについては、下記の国家食品薬品監督管理総局の公式サイトにおいて確認することが可能であり、その確認手順を以下のとおり紹介する。

<http://app1.sfda.gov.cn/datasearch/face3/base.jsp?tableId=69&tableName=TABLE69&title=%E8%BF%9B%E5%8F%A3%E5%8C%96%E5%A6%86%E5%93%81&bcId=124053679279972677481528707165>

1、許認可番号（J20098765）を入力して検索。

2、中国語ラベルに記載されている商品名（贝德玛舒妍洁肤液）と同一のリンクをクリック。

もし、検索結果が出ない場合、当該許認可番号は偽造である可能性が高い。

首页	信息公开	公众服务	许可服务	专题专栏	数据查询
----	------	------	------	------	------

英文查询 | 中文查询

当前位置: 网站首页 > 数据查询 > 进口化妆品

- 化妆品 - 化妆品标签 - 化妆品注册 - 化妆品生产许可 - 化妆品行政许可 - 化妆品备案 - 国产化妆品 - 进口化妆品 - 国产特殊用途化妆品备案检验机构 - 化妆品生产许可发证机关 - 化妆品行政许可检验机构 - 广告 - 其他 - 联系我们	快速查询 化妆品 进口化妆品 查询	高级查询 产品名称(中文) 产品类别 证件状态 批准文号 产品名称备注 生产企业(中文) 查询
---	---	---

进口化妆品	新增
产品名称(中文): 贝德玛舒妍洁肤液 产品名称(英文): BEDERMA SENSIBIO MID MICELLE CLEANSER 产品类别: 普通类 生产国(地区): 法国 生产企业(中文): 贝德玛公司 生产企业(英文): BEDERMA LABORATOIRES ESTERODERMOSOL 生产企业地址: F-65447 L'ECLEUSE (55) 在华申报单位: 倍卓贸易(上海)有限公司 在华申报单位地址: 上海市浦东新区浦东大道1111号1111室 批准文号: 国妆备进字J20098765 批准日期: 2009-12-15 批件有效期: 4 备注: 原批准文号为卫妆备进字(2006)第0192号。 产品名称备注: 贝德玛舒妍洁肤液 批件状态: 当前批件 产品技术要求 1. 批件状态说明: “当前”表示此产品的批件为最新的有效批件, “历史”表示此产品的曾用批件, “过期”表示此产品的批件已过有效期, “注销”表示此产品的批件已被注销, 此产品批件信息不作为执法依据。 2. 如有数据方面的问题, 请联系021-88330768。	

3、表示される内容が商品に付されている中国語ラベルの内容と同一かを確認。

もし、検索結果が出ない場合、当該許認可番号は偽造である可能性が高い。

商品が違法であると確認できた場合、その次は、代購業者の実際の拠点、即ち、商品の保管場所を特定する作業に移ることになる。一般的には下記のように、代購業者に対するヒヤリング調査やサンプル購入を通じて、商品の発送拠点を特定する。

ヒアリング

チャット、電話で聞き出す

- ・購入前に、「店舗で実物を確認したい」「至急製品がほしいので、今すぐ取りに行きたい」などと言って、業者の実際の住所を聞き出す

サンプル購入

購入手続きを通じて調査

- ・製品が届く際の伝票記載住所を確認
- ・返品を申し入れるなどして、追跡する



インターネットから
商品発送拠点を特定



商品の発送拠点を特定できた場合、後述の行政摘発申立に必要となる、以下のような情報を、現地での調査を通じて収集する。

- 商品発送拠点の住所
- 同地の写真
- 同地までの地図、見取図
- 代購業者の責任者
- 名刺
- 違法商品の実物
- 在庫数量
- 日常的な商品発送タイミング

iii. 行政摘発

詳細調査を通じて、必要情報が収集できた場合、かつ、違法商品の数量も多いと確認できる場合、商品発送拠点の住所を管轄する「食品薬品监督管理局」（以降、「当局」という。）に対して、行政摘発の申立を行う運びとなる。

● 申立時の必要書類

- 摘発申立書

摘発対象、違法事実と事由、法的根拠、当局に実施してもらいたい事項等の内容を書面にまとめて当局に提出する。

- 関連証拠

調査結果報告書、違法商品の実物等、調査で把握した情報を当局に提供する。

- 申立人の身分証明資料

申立人が企業である場合は営業許可書等、個人である場合は身分証名称等を当局に提供する。

- 権利者関連書類

申立人への委任状、登記簿謄本といった資料を当局に提供する。但し、許認可等違反を理由とする並行輸入品に対する摘発については、正規品メーカーの知的財産権侵害に基づくものでないことから、不要とされる場合もあり得る。

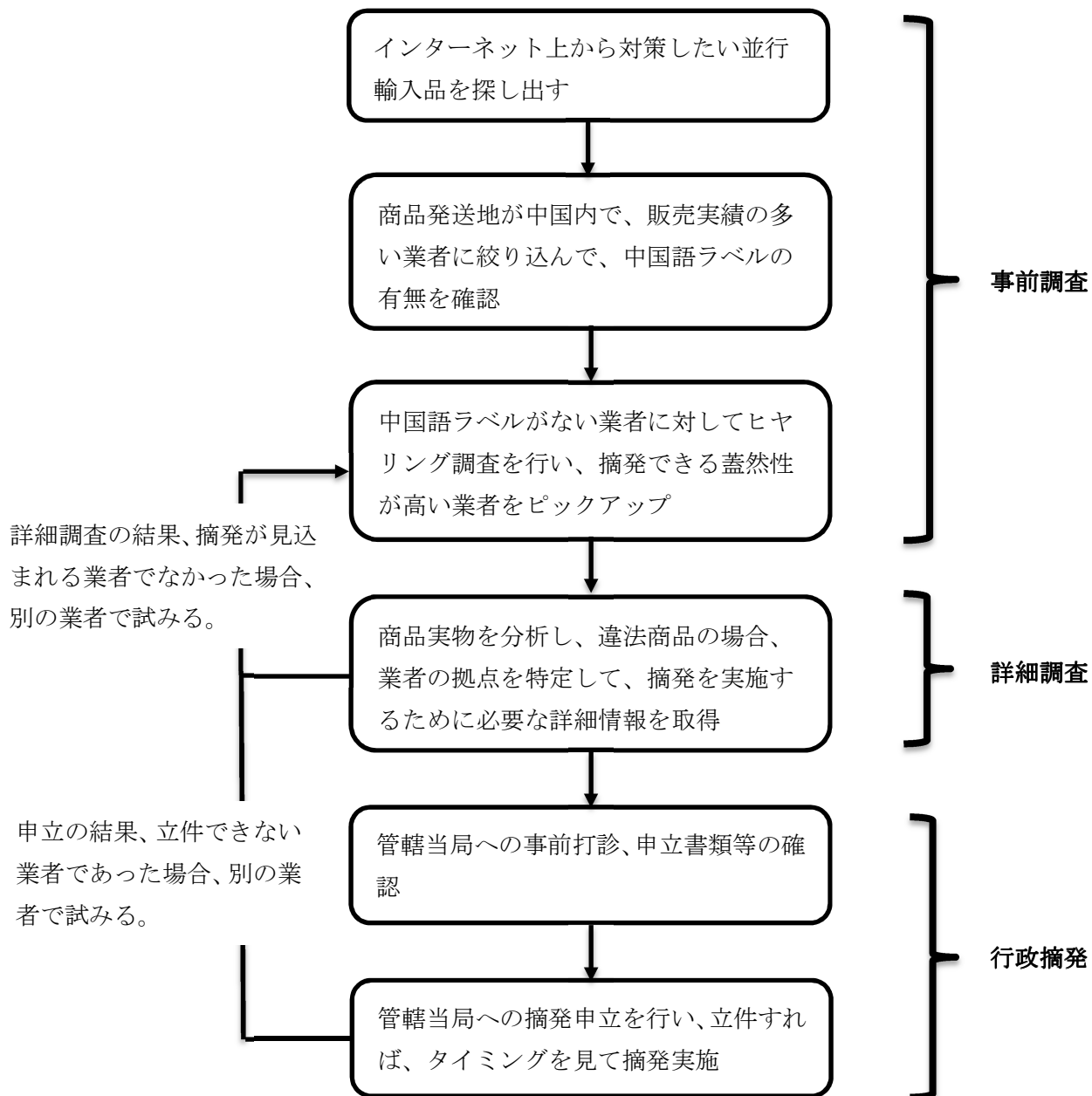
● 申立の流れ

必要とされる書類や、摘発の進め方は、各地方の当局によって異なることが多いため、申立に行く前に事前打診を行い、その際、管轄問題、摘発可否、必要書類、スケジュール等の事項を確認して、その後、現地に赴いて申立することが効率的である。

実際の申立を経て、当局が案件を受理した後、担当官の都合が良ければ、当日の摘発も可能であるが、場合によっては数日後に出動することも少なくないことに留意すべきである。

更に留意すべき点は、代購業者の商品発送拠点は倉庫や民家であることが多く、商品を消費者に向けて発送する時間帯以外は、そもそも留守である等、同拠点には人がおらず、現場に踏み込むことが困難となることもあるため、調査の際に、代購業者の商品発送タイミングの特徴（例えば、決まって毎日の16時に商品を一齐に出荷している等）を把握できている場合には、当局の出動タイミングをその時間帯に合せて調整することが有効であると考えられる。

【対策フローチャート例】



五. 調査結果総括

越境 EC については、従前は、これに対する中国政府の態度も不明確であったが、最近では上述したとおり、自由貿易試験区、クロスボーダー試験区といった貿易上の利便性を向上させる経済特区を設置する等、これを容認する方向で対応しており、こうしたこともあって、並行輸入品ビジネスの取引量は当面、増えることが予想される。これに伴い、正規品を販売する日本企業ビジネスに影響を与えるのみならず、模倣品問題も誘発するおそれがある。

現在、並行輸入品問題については、並行輸入行為自体を禁止する法律はないものの、輸入品を規定する法律（例えば、商品を輸入・販売する際の規定）ないし商品そのものにかかる法律（例えば、化粧品にかかる許認可制度規定）や税金関係法規等の観点から、形式上、違反となってしまう状態が生じた場合、実際に関連当局に摘発された事例も存在する。しかし、その摘発対象は、保税区を利用しない比較的規模の小さい並行輸入業者が中心となっている傾向にあり、保税区を活用する比較的規模の大きい並行輸入業者については、形式上は、かかる違反が同様に存在すると思われる場合であっても、摘発された事例はほぼないと思われ、並行輸入は事実上、容認されている状況である。関連法規と保税区活用との関連性等、現状の法律状況は必ずしも明確な状況ではなく、今後、法規制が整理、整備されていくことも予想される。

越境 EC の取引量は、今後、当面は、引き続き増加傾向が続くことが予想され、少なくとも日本企業のビジネスに、様々な影響を与えることが予想されるが、これに伴って発生する模倣品問題のリスクも十分に認識しつつ、変化する法規制動向にも十分に留意しながら、適切に対応されたい。

以上

[経済産業省委託]

化粧品を含む日用品を事例とした並行輸入品・侵害対策品調査

[発行]

日本貿易振興機構上海事務所 知識産権部

TEL : 021-6270-0489

FAX : 021-6270-0499

2016 年 2 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構上海事務所知識産権部が 2016 年 2 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは執筆協力者および当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。